

平成31年度当初予算編成方針について

1 本市を取り巻く状況（経済状況と国の動向）

内閣府が公表した10月の月例経済報告によれば、我が国経済の基調判断は、「景気は、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とする一方、「通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動に留意する必要がある。また、相次いでいる自然災害の経済に与える影響に十分留意する必要がある。」としています。

こうした中、国は平成31年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について、「経済財政運営と改革の基本方針2018」を踏まえ、「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、引き続き手を緩めることなく、本格的に歳出全般にわたって改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとしています。

また、地方については、地域の独自財源の確保とそれによる地方独自の行政サービスの向上への取組を促進するとしたほか地方交付税に関し、先進的に歳出効率化に取り組む自治体の経費水準を算定に反映する「トップランナー方式」の段階的導入に加えて、まち・ひと・しごと創生事業費について「地方創生の取組の成果の実現具合」に応じた算定へのシフトなど、地方財政に係る制度の改革を進めるとしています。

本市においても、こうした経済状況や国の施策の動向など、市の行財政運営に影響を与える環境の変化に的確に対応する必要があります。

2 本市の財政状況と今後の見通し

平成29年度決算においては、前年度と比べ、歳入では、根幹を成す市税の増加や地方消費税交付金の増加により経常一般財源総額が増加しました。一方、歳出では、義務的経費がわずかに減少したものの、扶助費は前年度に引き続き決算額が100億円を超えたほか、政策的経費は前年度と比較して1.6億円増加し、依然として厳しい財政状況が続いています。

平成29年度決算を財政指標から見ると、財政力指数や財政運営の健全性や将来の安定性を表す財政健全化指標は良好な水準を維持しているものの、財政の弾力性を表す経常収支比率は、前年度と比べて3ポイント低下し、93.7%とわずかに改善されましたが、依然として高い水準で推移しています。

さらに、中・長期的には生産年齢人口の減少による税収の落ち込み、高齢化の進展に伴う社会保障費や既存公共施設の更新・長寿命化対策経費の増加が予測されるほか、合併に伴う地方交付税の優遇措置が逡減・終了することから、安定的な市民サービス

の提供や活力あるまちづくりを行うためには、経常経費のみならず、政策的経費を含め、施策の重点化とメリハリのついた予算とすることにより、社会の変化に対応した持続可能な財政運営を確立していくことが必要です。

3 予算編成方針

平成31年度は、将来に向けた道しるべである「第2次那須塩原市総合計画前期基本計画」が折り返しとなる3年目を迎え、将来像である「人がつながり 新しい力が湧きあがるまち 那須塩原」の実現に向け足場を強固にし、歩みを進めなければなりません。また、「那須塩原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は平成31年度で計画期間が満了を迎え、次の中長期的目標達成のための準備を進める年となります。さらに厳しさを増す財政状況の中で、那須塩原市の将来像を見据え、財政の健全性に配慮し、的確に対応することが必要です。

予算編成に当たっては、昨年度に引き続き“選択と集中”の視点により「前期基本計画」に「重点プロジェクト」と位置付けた、「地域力の向上」「魅力の創出」「未来力の育成」「都市力の成長」に係る施策を推進するとともに、市民優先の基本姿勢のもと、前例踏襲ではなく見直しを前提とした事業の「スリム化」を行い、喫緊の行政課題を先送りすることなく計画的に進め、未来へ向けた活力創出を図ることから、

平成31年度の事務事業推進のキーワードを『未来へ向けた選択』

とします。

あわせて、中・長期的な展望に立って、財政の健全性と持続性を維持していくため、これまで進めてきた行財政改革を一層推進するとともに、事業のスクラップアンドビルドを徹底し、財源配分の効率化を図っていく必要があります。

各部等においては、予算編成の原則（総計予算、通年予算など）を順守するとともに、これらの点を十分に勘案し、次の諸点に留意の上、予算要求してください。

第1 実施計画に計上された事業は、実施計画計上額を要求の限度額とし、徹底したコスト意識のもと優先順位、事業費等を精査するとともに、根拠データを検証し、取組の成果を明らかにして要求すること。

第2 限られた財源を最大限有効活用し、多様化する行政課題に対応するため、新規事業や事業拡充を要求する場合は、既存事業を廃止や縮小、集約・統合することで財源を生み出すこと。

また、新規事業等は十分に熟度を高めてから要求するとともに、あらかじめ成果や実施期間などを明確にすること。

なお、政策的判断の必要な事業は、市長と十分な協議を行い、庁内の意思決定手続きを経た上で要求すること。

第3 継続実施している既存事業や経常経費は、実施成果を踏まえ、事業の廃止、縮小等を含めて前例を踏襲することなく見直しを行い、真に必要な経費を見積もった上で要求すること。

また、「統一的な基準による地方公会計制度」の導入により行政コストの「見える化」を進めていること等を踏まえ、一層の効率化を図ること。

なお、経常経費については、平成30年度当初予算額を限度とし、可能な限りスリム化を図ること。

第4 行財政改革推進計画の実行計画を踏まえるとともに、公共施設等総合管理計画や立地適正化計画などの各種計画との整合を図り、メリハリを付けて予算要求すること。

また、施設等の計画的更新や長寿命化対策はもとより、施設再編等による総量削減の手法についても十分に検討すること。

第5 行政評価システムと連動した予算編成を行うことから、事務事業評価を行った事業は、評価結果を十分に踏まえて予算要求すること。

第6 社会情勢の変化等を踏まえ、経常経費を含む全ての事業費の総点検を行うため、前年度に引き続き、事業の必要性の再検証、執行実績に基づく金額の精査など、必要な経費を積み上げる「積上げ方式」による予算編成を行う。

第7 国の「経済・財政再生計画」の取組を踏まえ、国・県の補助制度についての動向・情報を的確に把握し、制度の新設、変更、廃止等について特に注意すること。

なお、国の予算編成や地方財政対策の動向によっては、予算編成の弾力的な対応が必要となるので留意すること。

第8 事業財源を安易に一般財源に頼ることなく、国・県等と緊密に連携し、導入可能な国・県補助金等を積極的に活用するなど、自らの事業は自らが財源確保するという意識を強く持って予算要求すること。

また、民間資金等についても積極的に活用すること。

第9 市有財産の売却、貸付けなど利活用を積極的に検討・実施し、自主財源の確保に努めること。

第10 県や周辺自治体、広域行政事務組合など、関係諸機関との協議が必要なものは、十分に調整の上要求すること。また、庁内の複数部門で推進する必要がある事業は、部門間の調整を十分に行い、相互の重複を避け、適切に要求すること。

第11 「予算の再協議」は実施しないため、要求に際しては施策の実施に必要な経費を適切に見積もり、漏れのないように要求すること。